

人権理事会 第53回 会期 2023年6月19日～7月14日

議事項目3

すべての人の人権の促進と保護、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利、開発権を含む

訪問先:日本

国内避難民の人権に関する特別報告者セシリア・ヒメネス＝ダマリーの報告書

＜要約＞

国内避難者の人権に関する特別報告者は、2022年9月26日から10月7日まで日本を訪問しました。2011年3月の東日本大震災と津波に続く福島第一原子力発電所事故は、同国史上最も破壊的で前例のない出来事であり、47万人を超える人々が避難を余儀なくされました。避難者の大多数はその後、自宅に戻ったり再定住したりしましたが、原子力災害により避難を余儀なくされた数千人は、放射線の影響やその長期的な健康への影響に対する懸念、基本サービスへのアクセスに関する問題により、不確実な未来に直面し続けています。日本政府が災害への迅速な対応と、避難者に対する緊急保護・支援、補償・救済措置を講じたことを評価しつつも、特別報告者は、公式な避難指示を受けた避難者と、自主的に避難した避難者との間の不平等な扱いに懸念を表明しています。彼女は、避難者が人権を実現する上で直面する課題に言及し、それらを解決するための提言をおこなっています。

＜序文＞

国内避難民の人権に関する特別報告者は、2022年9月26日から10月7日まで日本を訪問しました。彼女は東京で会合を開催し、福島、広島、京都の各県を訪問しました。訪問の目的は、2011年の東日本大震災と津波に続く福島第一原子力発電所事故により発生した国内避難民（日本国内では「避難者」とも呼ばれる）の人権状況の評価でした。

特別報告者は、外務省、法務省、文部科学省、環境省、復興庁、エネルギー庁、内閣府、国会議員数名、福島、京都、広島の都道府県当局、および会津若松市、大熊町、双葉町、いわき市、京都市の市町村当局の代表者と会談しました。また、2011年の災害対応を担当した元政府高官とも面会した。

特別報告者は、福島の国内避難民およびコミュニティと面談し、市民団体、人権活動家、弁護士、作家、災害、国内避難、健康および環境問題、人権問題に関する専門知識を有する学者と面会した。

本報告書は、公表前に日本政府に提出され、政府の回答は別途公表される。

特別報告者は、日本政府の訪問招待、訪問前および訪問中の協力、国際的な監視に対する開放的な姿勢に感謝するとともに、有意義な対話に積極的に取り組んだ都道府県および市町村の職員にも感謝する。さらに、市民社会団体、弁護士、学者、活動家たちの協力と貢献、東京での滞

在先を提供してくれた国連大学、そして何よりも、感動的な証言をしてくれた国内避難民や原発事故の被害者に感謝する。

<結論>

かつてない災害に直面した日本政府は、緊急対応の迅速さと規模、被災者に対する補償請求のための複数のチャンネルの設置、および災害後の被災者支援において、国と地方自治体が連携して行った措置について称賛に値します。しかし、保護と支援措置—特に住宅支援と精神的苦痛に対する補償—は、当局が重点を移すにつれ、時間とともに縮小されてきました。県内の復興と再開を進める一方で、関連する人権課題に直面しています。避難を継続する避難者、特に支援が不足した「自主避難者」は、経済的・社会的圧力により帰還を迫られています。

福島県からのすべての避難者（避難指示により避難した者や原子力災害の影響を恐れて避難した者を含む）は、同じ権利を有する国内避難民です。すべての国内避難民は、移動の自由と居住の自由から派生する権利に基づき、持続可能な解決策を選択する際に、十分な情報に基づいた自発的な決定を行う権利を有します。国内避難に関する指針原則は、すべての国内避難者が国内の他の地域で安全を求める権利、および生命や健康が危険にさらされる場所への強制的な帰還から保護される権利を定めています。政府は、国内避難者が自発的、安全かつ尊厳を保って帰還するか、または他の地域に自発的に再定住する条件を整備するか、その主要な義務と責任を負っています。すべての日本国民の安全と平等な保護は、憲法によって保障されています。

国内避難民のための持続可能な解決策に関する枠組みは、当局に対し、国内避難民が強制（暗黙の強制を含む）なしにこの選択を行えるよう確保することを義務付けています。これには、誤った情報や故意に誤解を招く情報の提供、支援を特定の選択に条件付けること、持続可能な解決策の確立前に支援を終了するための恣意的な期限を設定することが含まれます。この点において、放射線に関する安心させる情報のみを提供し、帰還者に対して避難者よりも手厚い支援を支給し、帰還に有利な条件が完全に整う前に国内避難者への支援を終了することは、国際法基準に反し、これらの者の避難権および選択による持続可能な解決の権利を侵害します。

福島第一原子力発電所事故の文脈において、多くの国内避難民は、放射線量のレベルが不明確な長期的な影響、帰還地域における生計手段、教育、医療、および基本的なサービスの不足、ならびに除染の限られた範囲といった要因から、帰還に消極的な姿勢を維持しています。これらの課題は、帰還した国内避難民の人権にも影響を及ぼしています。表面的な対応ではなく、これらの課題に真正面から取り組むことが、解決策の持続可能性と回復を確実にするために重要です。これらの国内避難民は、この選択により差別を受けるべきではなく、避難が「自発的」か「強制的」かにかかわらず、同等の条件で支援と補償を受けるべきです。これにより、彼らの定住が実現可能となります。

全体的な推奨事項として、特別報告者は、日本政府に対し、福島災害により国内避難を余儀なくされたすべての個人に対する保護、人道支援、持続可能な解決策において、人権に基づくアプローチを明確に採用するよう強く促します。特に、依然として避難を余儀なくされている個人に焦点を当てる必要があります。

これに基づき、特別報告者は、行政および法的政策ならびにその実際の実施において、「強制的」と「自発的」な国内避難民間の差別的区別を完全に廃止することを強く推奨します。

日本の国際人権義務、国内避難に関する指針原則、および国内避難民のための持続可能な解決策に関する枠組みに沿って、特別報告者は、福島の避難民が直面する特定の人権問題に対処するため、第V節(福島災害により影響を受ける国内避難民の人権課題に対応するための勧告)で示された勧告を繰り返し確認します。

<目次>

第I節 序文、第II節 避難の背景と経緯、第III節 法的枠組み、第IV節 国の対応、

第V節 福島災害により影響を受ける国内避難民の人権課題に対応するための勧告、

第VI節 結論

20250809量子ゼミ資料(日野川)

資料は、機械翻訳使用